

令和7年度港区手話講習会 受講生募集案内 (入門・初級・中級・上級クラス)

1 講習の目的

聴覚及び音声・言語機能障害者の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話技術の指導を行う講習会を実施し、手話通訳者として活躍できる人材の育成を目的とします。

入門	聴覚障害や、聴覚障害者の生活を理解し認識を深めるとともに、手話を基礎から学びます。あいさつや自己紹介ができるように学習します。
初級	聴覚障害や、聴覚障害者の生活および関連する社会福祉制度についての理解を深めるとともに、手話を基礎から学びます。簡単な会話ができるよう学習します。
中級	聴覚障害や、聴覚障害者の生活および関連する社会福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、初級クラスで学んだことを基礎に、さらに手話表現技術を学び、聴覚障害者との日常会話ができるよう学習します。
上級	聴覚障害や、聴覚障害者の生活および関連する社会福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、初級・中級クラスで学んできたことをベースに、上級クラスで必要な語彙や表現技術を習得して、登録手話通訳者を目指す学習をします。

※養成クラスについては、「令和7年度港区手話講習会養成クラス受講生募集案内（受講生選考試験受験案内）」をご確認ください。

2 期間・回数 令和7年5月13日～令和8年2月10日（予定）

入門クラス：全20回 原則隔週火曜日

その他のクラス：全35回 原則毎週火曜日

※詳しい日程については後日通知します。

※休講に備え、予備日を設定する予定です。

※令和7年5月13日は開講式、令和8年2月10日は閉講式を実施します。式は講習の一環としており、出席日数（修了基準）に含まれます。開講式・閉講式ともに、出席をご予定ください。

3 申込要件 【共通の要件】および【クラスごとの要件】をすべてに該当する人

【共通の要件】

- (1) 港区に在住・在勤・在学の15歳以上（中学生不可）のきこえる人
- (2) 全回受講できる見込みがある人
- (3) 他の自治体等に手話通訳者として登録したことがない人

【クラスごとの要件】

入門	港区手話講習会および「他の自治体の手話講習会」での学習経験がない人
初級	港区手話講習会入門クラスの受講者、または港区手話講習会入門クラスより上のクラスおよび「他の自治体の手話講習会」での学習経験がない人（港区手話講習会入門クラスで学習または修了しなくても申込可能）
中級	港区手話講習会初級クラスの修了者、または「他の自治体の手話講習会」で同等と認められるクラスの修了者（累計学習時間70時間程度）
上級	・ <u>港区登録手話通訳者を目指す人</u> ・ 港区手話講習会中級クラスの修了者、または「他の自治体の手話講習会」で同等と認められるクラスの修了者（累計学習時間140時間程度）

※養成クラスについては、「令和7年度港区手話講習会養成クラス受講生募集案内（受講生選考試験受験案内）」をご確認ください。

※「他の自治体の手話講習会」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、自治体が発行する「地域生活支援事業」に定められているものを指します。港区手話講習会または「他の自治体の手話講習会」で相応の修了実績がない場合は、独学やサークル等で手話学習経験があっても、中級以上のクラスに申し込むことはできません。

※過去に受講したクラス（「他の自治体の手話講習会」で同等と認められるクラスも含む）および下のクラスに申し込むことはできません。「他の自治体の手話講習会」の履修状況につきましては、該当自治体に確認をさせていただきます。

4 定員・時間・受講決定方法

入門	35名	港区手話講習会や「他の自治体の手話講習会」での学習経験がない申込者の中から抽選で決定。
	午後6時45分～8時45分 (2時間)	
初級	35名	令和6年度港区手話講習会入門クラスを修了した申込者を優先して決定。 空きがある場合のみ、令和6年度より以前に港区手話講習会入門クラスを受講した申込者、港区手話講習会入門クラスより上のクラスおよび「他の自治体の手話講習会」での学習経験がない申込者の中から抽選で決定。
	午前10時～正午 (2時間)	
中級	35名	令和6年度港区手話講習会初級クラスを修了した申込者を優先して決定。 空きがある場合のみ、令和6年度より以前に港区手話講習会初級クラスを修了または「他の自治体の手話講習会」で同等と認められるクラスを修了した申込者の中から抽選で決定。
	午後6時45分～8時45分 (2時間)	
上級	20名	令和6年度港区手話講習会中級クラスを修了した申込者を優先して決定。 空きがある場合のみ、令和6年度より以前に港区手話講習会中級クラスを修了または「他の自治体の手話講習会」で同等と認められるクラスを修了した申込者の中から抽選で決定。
	午前10時～正午 (2時間)	

※養成クラスについては、「令和7年度港区手話講習会養成クラス受講生募集案内（受講生選考試験受験案内）」をご確認ください。

5 会 場 港区立障害保健福祉センター(芝1-8-23)

※都合により、会場を変更する場合がございます。

※駐車場は使用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

6 費用 受講料無料

※テキスト代等に一部負担あり。

※ただし、ボランティア保険に加入の場合、費用負担があります
(350円～)。

7 申込方法 表面左側に申込希望のクラス名を朱書きした封筒に、以下
(1)、(2)、(3)を同封し、郵送または持参でお申し込み
ください。

(1) 所定の申込書

(2) 住所・氏名を明記した返信用封筒(長形3号(縦235
mm×横120mmのもの)・110円切手貼付)

※港社協からの通知等はA4サイズ三つ折りとなります。

(3) 在勤・在学証明書(申込日現在のもの)(在住者は不要)

※1人につき、1つのクラスにのみ申し込み可能。複数のクラスへ
申し込みされた場合、どのクラスの申し込みも受理いたしません。

※切手は適切な料金でお願いします。料金が足りない場合は、不足
分の切手を郵送または持参にてご提出いただきます。ご提出いた
だけない場合、申し込みは受理いたしません。

8 申込書入手方法 (1) 港区社会福祉協議会ホームページからダウンロード

(2) 港区社会福祉協議会窓口で受け取り

(3) 郵送による取り寄せ(郵送希望者は、希望のクラス・
住所・氏名を明記した返信用封筒(長形3号・110
円切手貼付)を港社協へ郵送してください。同封され
た返信用封筒に申込書を入れて返送します)。

9 申込期間 令和7年2月3日(月)～2月28日(金)

持参：令和7年2月28日(金)午後5時まで

郵送：令和7年2月28日(金)まで(消印有効)

※期限を過ぎて到着したものは無効となります。

10 結果通知

- ・令和7年3月25日(火)までに、「受講決定のお知らせ」
を発送します。
- ・キャンセル待ちとなった人には、「キャンセル待ち通知」
を発送します。

- 1 1 注 意 事 項
- ・提出された申込書は返却いたしません。また、申込書の個人情報、個人情報保護規定に基づき、港社協が責任をもって廃棄します。
 - ・申込書類の不備や記入もれ等がある場合は、受理できないこともありますのでご注意ください。

1 2 申 込 込 込 ・ 問 合 合 合

〒106-0032

港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

港区社会福祉協議会 生活支援係 港区手話講習会担当

電 話 03-6230-0282

F A X 03-6230-0285

開設時間 祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分